

空き家についてお困りのことや

心配なことはありませんか？

空き家売りたい
賃貸はどうか？

地震などで
倒壊しないか
心配...

住まいが
将来空き家になる

空き家を処分したいけど
隣接地との境界は？

空き家

相続する場合は
どうなるの？

近所に
迷惑かけたくない

無料相談会

相談会は事前予約制です。

日時 令和4年 **10月8日(土)** 10:00~16:00

会場 鈴鹿市男女共同参画センター
ジェフリーすずか 3階ホール
(鈴鹿市神戸二丁目 15 番 18 号)

申込期間 **8月1日(月) ~ 8月31日(水)**

空き家をお持ちの方のお悩みや、お住まいの住宅を将来「空き家」にしないために、専門家が様々なご相談にお応えします。



お困りごとを
気軽に
ご相談ください

主催 鈴鹿市、空き家ネットワークみえ ※

※ (一社) 三重県建築士事務所協会, (一社) 三重県建設業協会, (一社) 三重県不動産鑑定士協会,
三重県司法書士会, 三重県土地家屋調査士会, 東海税理士会三重県支部連合会,
三重県行政書士会, (公社) 三重県宅地建物取引業協会の 8 団体による空き家対策推進のための協議会です。



お問い合わせ

鈴鹿市 住宅政策課 管理グループ
〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号
E-mail: jutakuseisaku@city.suzuka.lg.jp

TEL: 059-382-7616
FAX: 059-382-8188

申込み方法

住宅政策課又は地区市民センター備え付けの申込書に必要事項を記入の上提出してください。(申込書は鈴鹿市ホームページからもダウンロードできます。)

また、住宅政策課宛て郵送、電話、FAX又はメールでも申込みが可能です。(電話の場合は、必要事項の聞き取りをさせていただきます。)

対象者

- ・鈴鹿市内に空き家を所有している方
- ・鈴鹿市内に住宅等を所有していて、相続、活用、処分等にお困りの方

注意事項

相談内容は、空き家又は今後空き家になるおそれのある建物が対象であり、空き地については対象外となります。

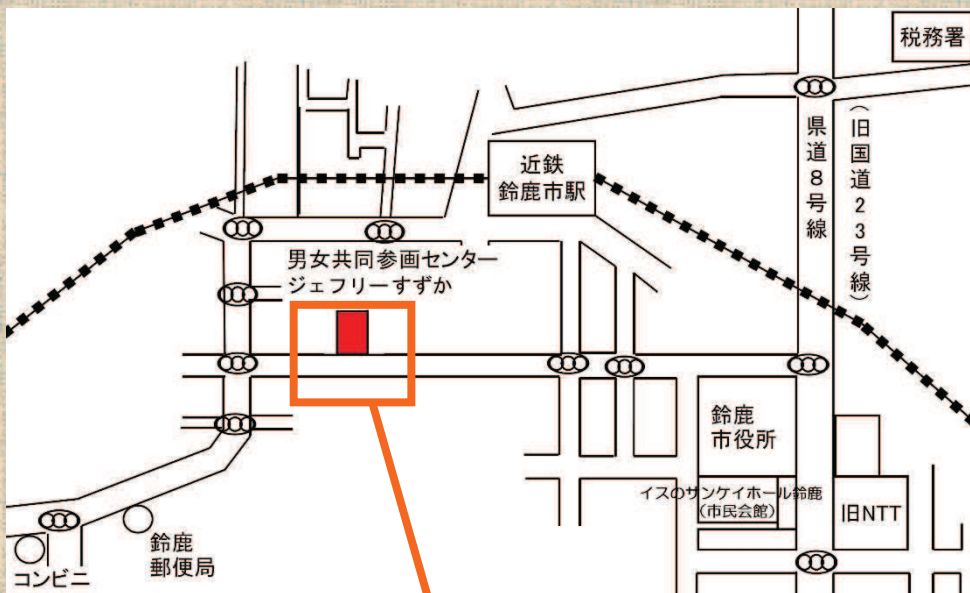
新型コロナウイルス感染症に関するお願い

相談会にご参加いただく際には、以下のことにご協力ください。

- ・館内では、マスクの着用をお願いします。
- ・体調不良の方は入館をご遠慮願います。
- ・入館の際、窓口で手指の消毒をお願いします。
- ・館内では、他の人との間隔をできる限り2m程度空けてください。
- ・館内での飲食はご遠慮願います(水分補給程度は可)。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、相談会の開催を中止又は延期することがあります。中止又は延期する場合は、市ホームページでお知らせするほか、事前予約者にはお電話にてご連絡します。

会場案内



会場

鈴鹿市男女共同参画センター

ジェフリーすずか

三重県鈴鹿市神戸二丁目 15-18
近鉄鈴鹿市駅から徒歩約6分

